

平成29年度

事業報告書

公益財団法人

リーガル・エイド岡山

公益財団法人リーガル・エイド岡山

第1 組織

理事会、評議員会、8つの支援センター運営委員会（高齢者・障がい者支援センター運営委員会、犯罪被害者支援センター運営委員会、女性人権支援センター運営委員会、子どもの権利支援センター運営委員会、消費者被害救済支援センター運営委員会、民事介入暴力被害者救済支援センター運営委員会、特別人権支援センター運営委員会、刑事弁護支援センター運営委員会）で組織している。

第2 役員

| | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 代表理事 | 井上 雅雄 | | | | |
| 常務理事 | 秋山 裕史 | 杉山 雄一 | 濱田 弘 | 安田 寛 | |
| 理事 | 石倉 尚 | 大本 崇 | 賀川進太郎 | 原田 隆 | 山本 愛子 |
| 監事 | 金馬 健二 | 福原 一義 | | | |
| 評議員 | 鵜川 克己 | 岡野 茂一 | 川野 豊 | 西崎 宏美 | 平松 卓雄 |
| | 吳 裕麻 | 岡本 憲彦 | 森田 瞳 | 飛山 美保 | 中原 隆志 |
| | 山本 勝敏 | | | | |

第3 委員会

高齢者・障がい者支援センター運営委員会

| | | | | | |
|-----|-------|--------|-------|-------|-------|
| 委員長 | 上西 芳樹 | | | | |
| 委員 | 石田 麻衣 | 板野 次郎 | 今村恵美子 | 上野 雅和 | 江口 秀計 |
| | 岡田 直樹 | 奥田 隆之 | 森田 瞳 | 河内 紀篤 | 小松原玲子 |
| | 佐々木正有 | 重吉 孝一郎 | 清水加奈子 | 清水 弘枝 | 高田絵莉子 |
| | 竹内 俊一 | 竹内 雄紀 | 竹田 航 | 種田 蘭子 | 西尾 史恵 |
| | 濱田 弘 | 福間 瓦 | 細田 隆 | 水田美由紀 | 水谷 賢 |
| | 溝渕 順子 | 三村 輝明 | 瀧川 浩司 | 山下 忠弘 | |

犯罪被害者支援センター運営委員会

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 委員長 | 三好 英宏 | | | | |
| 委員 | 青田 夢 | 飯生 明 | 石井 克典 | 板垣 和彦 | 入口 優 |
| | 江口 秀計 | 岡田 孝文 | 小池 知久 | 澤畑 優太 | 清水加奈子 |
| | 高田絵莉子 | 高橋 吉保 | 高原 勝哉 | 飛山 美保 | 新名 信介 |
| | 西馬由希子 | 平松 孝之 | 平松 敏男 | 藤澤 恭行 | 宝利 陽子 |
| | 三宅 京子 | 宮崎 聖 | 山内 弘美 | 吉沢 徹 | |

女性人権支援センター運営委員会

| | | | | | |
|-----|---------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 委員長 | 宮本美穂子 | | | | |
| 委員 | 市木菜々 柏野万里恵 世戸美真紀 中原文子 山下綾 | 岩橋照美 清野幸代 谷和子 西野淑子 山本愛子 | 岡本昌士 久山英恵 種田蘭子 長谷川修 山本賢昌 | 沖津智子 黒塚尊久 長沼徹 村山晃康 山本多美子 | 加来典子 柴田収 中原隆志 森安武夫 横山純子 |

子どもの権利支援センター運営委員会

| | | | | | |
|-----|-------------|--|-------|--|--|
| 委員長 | 奥野哲也 | | | | |
| 委員 | 石倉尚 中濱孔貴 | | 長谷川久子 | | |

消費者被害救済センター運営委員会

| | | | | | |
|-----|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 委員長 | 原田 隆 | | | | |
| 委員 | 井田千津子 小野寛之 河田英正 坂口幸司 中村英男 | 上田 優 加瀬野忠吉 河端武史 坂本純平 船越啓孝 | 上尾洋平 片山裕之 切島一成 佐竹哲児 丸屋祐太朗 | 大本崇 加藤航平 熊本健人 高谷敦 | 岡本健史 柏野万里恵 上月健輔 中井美音 |

民事介入暴力被害者救済支援センター運営委員会

| | | | | | |
|-----|------|-----|--|--|--|
| 委員長 | 清野彰 | | | | |
| 委員 | 佐竹哲児 | 山根務 | | | |

刑事弁護支援センター運営委員会

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|--|
| 委員長 | 岩崎香子 | | | | |
| 委員 | 濱田弘 | 三浦巧 | 平井浩平 | 林知子 | |

特別人権支援センター運営委員会

| | | | | | |
|-----|------|------|-----|------|--|
| 委員長 | 平井徳秀 | | | | |
| 委員 | 吳裕麻 | 平井浩平 | 大本崇 | 鈴木大士 | |

第4 本年度の活動の概要

1. 全体総括

公益財団法人リーガル・エイド岡山 平成29年度活動報告

理事長 井 上 雅 雄

はじめに

公益財団法人リーガル・エイド岡山（以下、「LA 岡山」という。）の平成29年度は、理事長交代の年になりました。平成29年6月、鴨崎理事長の後任として私が理事長に就任しました。鴨崎理事長が取り組んできた「持続可能な仕組み作り」を継承しつつ、これからLA岡山のあり方について理事会で議論を深めました。

第1 公益法人として

1 公益法人として

LAの理念（社会的・経済的理由で法律上の援護を必要とする人の権利を擁護し、社会正義の実現に努める）を基本として、公益性の高い活動を展開しました。

2 組織の改善

公益法人としての組織ルールも安定化しました。平成29年度は評議員の任期満了時期でしたが、多くの評議員に再任をお引き受けいただきました。理事は、この数年で岡山弁護士会の副会長世代を中心に若返りをはかる流れを踏襲しました。評議員と理事との懇親会も実施してLAの今後について議論しました。

第2 課題への取組

1 内部整備

(1) 事務局

岡山弁護士会への事務委託を継続しました。事務職員が問題なく対応していました。

(2) 会計

公認会計士である監事の指導を仰ぎながら、会計処理のルールも確立し、事務処理も安定しました。

(3) 年間スケジュール

年間スケジュールも安定化し、年度末の処理も計画的に行われました。経験豊富な事務職員の計画的対応のおかげです。

2 財務

竹重基金創設以来の資産の減少は今年度も続いています。過去5年間と比較して今年度は減少幅が削減できました。これは、理事のみなさんが力を合わせて賛助会員を募集したこと、自動送金手続が安定しつつあること、支援した弁護団から寄付があつたこと、その他の弁護団からの寄付があつたことが影響しています。今年度の特殊要因がありますので次年度も厳しい財政運営が予想されます。

3 組織運営

(1) 評議員会

開催頻度が少ないため、LA の活動を理解していただくことが難しくなっています。次年度は、理事会議事録の送付など活動を理解していただくための方策を検討します。

(2) 理事会

出席率も高く、熱心な議論が行われています。LA 岡山をなんとかしようという想いが伝わって来る理事会となっています。

(3) 運営委員会

8センター体制をとっています。各センターの運営委員会に一定の決定権限を付与して、理事会に報告していただく形で活動を行っています。刑事関係で司法と福祉の連携活動が行われ、社会福祉士が刑事弁護に協力する体制が整いました。LA 岡山は、社会福祉士の日当を支出する形などで支援しています。

(4) 規約の整備

弁護士会や法テラスの報酬基準と比較して LA 岡山の報酬基準が高くなっている現状について、理事会で検討を開始しました。次年度の規約の整備を行う予定です。

(5) 行政からの委嘱事業

LA 岡山と各市町村が契約して、高齢者虐待対応専門職チームを派遣しています。今年度をもって倉敷市との契約が終了し、各士業団体との直接契約になることになりました。LA 岡山は事務手数料を受領できませんが、次年度以降、見直しのお願いをすることになりました。今後、この分野だけでなく、行政機関からの委嘱事業や、行政機関からの調査研究事業を受託する方向で活動を活発化して、事業展開を図りたいと考えています。

以上

2. 各センター報告

高齢者・障がい者支援センター

1. 高齢者・障がい者に関する一般相談、訪問相談で経済的事情等により相談料を支払えない方の案件について、その相談料を弁護士に支払いました。
2. 高齢者・障がい者の保健福祉に従事する専門職の方を対象とした専門家相談につき、相談担当した弁護士に、その相談料を支払いました。
3. 精神科病院に入院し外出できない方が弁護士との相談を希望し、弁護士が病院を訪問し相談を受けた場合に、その相談料を弁護士に支払いました。
4. 县精神科医療センターとまきび病院に定期訪問相談を実施し、弁護士が病院を訪問し相談を受けた場合に、弁護士に相談料等を支払いました。
5. 岡山市社会福祉協議会からの委託事業で原則毎週金曜日に実施している「ひまわり相談」につき、相談担当弁護士に相談料等を支払いました。
6. 岡山県からの委託事業である高齢者虐待防止法律サポートデスクを実施し、その相談担当弁護士に相談料等を支払いました。
7. 岡山県からの委託事業である障がい者虐待防止法律サポートデスクを実施し、その相談担当弁護士に相談料等を支払いました。
8. 高齢者・障がい者支援ネットワーク主催で毎月第1土曜日に実施する「高齢者・障がい者なんでも相談会」の相談担当者として参加した弁護士に、報酬を支払いました。
9. 県内の15の市町と虐待防止、権利擁護等に関するアドバイザーコンサルタント契約を締結し、アドバイザーとして活動した弁護士等に対し、報酬等を支払いました。

犯罪被害者支援センター

1. 岡山弁護士会犯罪被害者支援センターにおいて実施された法律相談のうち、当センターに法律相談費用の援助申込があった4件につき援助を行いました。
2. 今年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

女性人権支援センター

1. 岡山弁護士会女性人権センターにおいて実施された法律相談のうち、当センターに法律相談費用の援助申込があった48件につき援助を行いました。
2. 当センターに弁護士費用の援助申込があった1件につき援助を行いました。

子どもの権利支援センター

1. 岡山弁護士会子どもの権利センターが実施する「子どもの味方弁護士相談」に申込のあった法律相談のうち、当センターに相談費用の援助申込があった37件につき援助を行いました。
2. 今年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

消費者被害救済支援センター

1. 岡山県の消費生活センターから岡山弁護士会に紹介され、実施された法律相談のうち、当センターに相談費用の援助申込のあった6件について、援助を行いました。
2. 岡山県内の高校7校から岡山弁護士会に依頼のあった消費者教育の講師派遣について、講師として派遣された弁護士に講師料を支払いました。
3. ジャパンライフ被害岡山弁護団から費用の援助申込につき理事会の承認を経た上で援助を行いました。

民事介入暴力被害者救済支援センター

1. 本年度は当センターへの法律相談費用の支援の実績はありませんでした。
2. 本年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

刑事弁護支援センター

1. 岡山弁護士会と岡山県社会福祉士会の間で協定を締結した司法・福祉連携岡山モデルの運用につき、当センターに費用の援助申込のあった5件につき援助を行いました。
2. 本年度当センターに弁護士費用の援助の申込があった1件につき、援助を行いました。

特別人権支援センター

1. 岡山弁護士会が実施する「労働と生活に関する弁護士相談」の相談料について、援助の申込のあった41件について援助しました。
2. 岡山弁護士会ハンセン病被害者サポートセンターが実施するハンセン病療養所（長島愛生園・邑久光明園）への定期訪問法律相談について、本年度は1件の実施報告があり、その相談料について援助しました。
3. 岡山県内の高校2校から岡山弁護士会に依頼のあったハンセン病問題についての啓発活動・人権教育の講師派遣について、講師として派遣された弁護士に講師料を支払いました。
4. 労働基準監督署への申告等援助制度を利用した際の弁護士費用についての援助の申込は、今年度はありませんでした。

【別表】

| | | 前年度 実施分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------------|----------|------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 法律 相談 援助 | 高齢者・障がい者 | 2 | 10 | 9 | 8 | 6 | 8 | 7 | 7 | 8 | 9 | 4 | 6 | 9 | 93 |
| | 犯罪被害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| | 女性人権 | 1 | 9 | 3 | 4 | 6 | 4 | 1 | 6 | 5 | 3 | 5 | 0 | 1 | 48 |
| | 子どもの権利 | 1 | 4 | 1 | 4 | 2 | 2 | 5 | 3 | 9 | 0 | 1 | 2 | 3 | 37 |
| | 消費者被害 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 民暴被害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 刑事弁護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別人権 | 4 | 7 | 2 | 6 | 2 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 4 | 5 | 1 | 42 |
| 合計 | | 8 | 30 | 16 | 22 | 18 | 17 | 17 | 21 | 25 | 13 | 16 | 13 | 14 | 230 |

| | | 前年度 実施分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------|----------|------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 事件 支援 | 高齢者・障がい者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 犯罪被害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 女性人権 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 子どもの権利 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 消費者被害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 民暴被害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 刑事弁護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 特別人権 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 |

| | | 前年度 実施分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------------|----------|------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 講師 派遣 援助 | 高齢者・障がい者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 犯罪被害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 女性人権 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 子どもの権利 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 消費者被害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 | 7 |
| | 民暴被害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 刑事弁護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 特別人権 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 0 | 9 |

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----------|------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 委託 事業 | アドバイザー(加算) | 4 | 3 | 2 | 4 | 10 | 1 | 5 | 2 | 3 | 0 | 8 | 3 | 45 |
| | ひまわり相談 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 4 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 | 4 | 35 |
| | サポートデスク | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |

第5 寄附について

1. 刑事贖罪寄附状況

刑事贖罪寄附状況については別紙のとおり。

2. その他寄附状況

その他寄附状況については別紙のとおり。

第6 会計について

1. L A全体の会計報告

貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は別紙のとおり。

リーガル・エイド岡山 刑事贖罪寄附金(平成29年度)

(平成30年3月31日現在)

| 番号 | 年月日 | 事件名 | 金額(円) |
|-----|-----------|--|---------|
| 1 | H29.05.15 | 窃盗被告事件 | 6,780 |
| 2 | H29.08.16 | 窃盗被疑事件 | 60,000 |
| 3 | H29.09.07 | 窃盗被告事件 | 18,000 |
| 4 | H29.12.18 | 窃盗被告事件 | 16,680 |
| 5 | H29.12.19 | 窃盗被告事件 | 60,000 |
| 6 | H30.02.02 | 業務上横領被告事件 | 30,000 |
| 7 | H30.02.16 | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、建造物侵入、岡山県迷惑行為防止条例違反被告事件 | 300,000 |
| 8 | H30.03.14 | 不明(受刑者からの贖罪寄付) | 2,000 |
| 合 計 | | | 493,460 |

リーガル・エイド岡山 その他寄附金 (平成29年度)

| 番号 | 年月日 | 寄附の趣旨 | 金額(円) |
|-----|-----------|----------------|-----------|
| 1 | H29.6.9 | 香典返し | 30,000 |
| 2 | H29.8.1 | LAACからの寄附 | 100,046 |
| 3 | H29.8.18 | 寄附金 | 50,000 |
| 4 | H29.9.20 | 寄附金 | 10,000 |
| 6 | H29.11.2 | 茶のしづく弁護団からの寄附 | 1,000,000 |
| 5 | H29.12.12 | ダイヤルQ2弁護団からの寄附 | 210,087 |
| 7 | H30.1.30 | LAACからの寄附 | 80,666 |
| 8 | H30.2.19 | 寄附金 | 1,400,912 |
| 9 | H30.2.23 | 香典返し | 100,000 |
| 合 計 | | | 2,981,711 |